

人 事 院 事 務 総 長

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について（通知）

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第68号）の施行に伴い、下記に掲げる人事院事務総長通知の一部をそれぞれ次のとおり改正したので、令和2年12月28日以降は、これによってください。

記

- 1 職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣の運用について（平成27年6月24日人企一812）

前書き中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に、「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改める。

平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条関係を令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第17条関係とする。

規則第9条関係第1号及び第2号並びに規則第11条関係中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改める。

2 次に掲げる人事院事務総長通知の規定中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

一 給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）第1条関係第11号

二 給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）規則第5条関係第1項

三 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）第13の第4項

3 次に掲げる人事院事務総長通知の規定中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改める。

一 給実甲第151号（通勤手当の運用について）第16条関係第2項第3号

二 給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）第2項第4号及び第33項

三 給実甲第434号（住居手当の運用について）規則第4条関係第5項

4 給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）

前書き中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に、「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改める。

第二の第1項中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に、「平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣」を「令和三年オリンピック・パラリン

ピック組織委員会派遣」に改め、第二の第2項中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣」を「令和三年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣」に改める。

5 給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）

第37条関係第12項(2)中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に、「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改め、同項(2)中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改める。

以 上